

【審議会組織再編前】

【情報通信審議会】

電気通信事業部会

- 接続委員会
- ユニバーサルサービス委員会
- 電気通信番号委員会
- 基本料等委員会

【廃止】

その他

- 以下の規程について廃止
- ・ 諮問を要しない軽微な事項について(H13.1.22電気通信事業部会決定第2号)
 - ・ 接続に関する議事手続規則 (H13.1.22電気通信事業部会決定第3号)

政策案件を所掌

法施行機能を移管
(20.7.4)

【審議会組織再編後】

【情報通信審議会】

電気通信事業政策部会

- 接続政策委員会
- ユニバーサルサービス政策委員会
- 電気通信番号政策委員会

【情報通信行政・郵政行政審議会】

電気通信事業部会

- 接続委員会
- ユニバーサルサービス委員会
- 電気通信番号委員会
- 基本料等委員会

※ 9月30日開催の情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会において、各委員会設置規定が決定された場合に設置される予定。

情報通信審議会電気通信事業部会決定の一部改正（案）

平成二十年九月三〇日

情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第 号

（接続委員会の設置の一部改正）

一 情報通信審議会電気通信事業部会決定第一号（平成十三年一月二十二日）の一部を次のように改正する。

題名中「接続委員会」を「接続政策委員会」に改める。

前文を次のように改める。

本部会に、接続に係る制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一中「接続委員会」を「接続政策委員会」に改める。

二を次のように改める。

二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三を次のように改める。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

（ユニバーサルサービス委員会の設置の一部改正）

二 情報通信審議会電気通信事業部会決定第六号（平成十四年二月十五日）の一部を次のように改正する。

題名中「ユニバーサルサービス委員会」を「ユニバーサルサービス政策委員会」に改める。

前文を次のように改める。

本部会に、ユニバーサルサービスの制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一中「ユニバーサルサービス委員会」を「ユニバーサルサービス政策委員会」に改める。

二を次のように改める。

二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理す

る。

三を次のように改める。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

(電気通信番号委員会の設置の一部改正)

三 情報通信審議会電気通信事業部会決定第九号（平成十八年九月二十九日）の一部を次のように改正する。

題名中「電気通信番号委員会」を「電気通信番号政策委員会」に改める。

前文を次のように改める。

本部会に、電気通信番号に係る制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一中「電気通信番号委員会」を「電気通信番号政策委員会」に改める。

二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査

が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

附 則

一 この決定は、平成二十年九月三十日から施行する。

二 情報通信審議会電気通信事業部会決定第二号（平成十三年一月二十二日）は、廃止する。

三 情報通信審議会電気通信事業部会決定第三号（平成十三年一月二十二日）は、廃止する。

四 情報通信審議会電気通信事業部会決定第八号（平成十六年四月二十日）は、廃止する。

情報通信審議会電気通信事業部会決定の一部改正（案）新旧対照条文
 ○ 情報通信審議会電気通信事業部会決定第一号（平成十三年一月二十二日）（一関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>本部会に、接続に係る制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>一 名 称 接続政策委員会</p> <p>二 構 成</p> <p>1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。</p> <p>2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。</p> <p>3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。</p> <p>4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。</p> <p>5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。</p> <p>三 関係者の出席等</p> <p>1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。</p> <p>2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。</p>	<p>本部会に、接続等について調査するため、委員会を設置する。</p> <p>一 名 称 接続委員会</p> <p>二 構 成</p> <p>1 主査を長とし、部会長の指名する委員又は専門委員をもって構成する。</p> <p>2 主査は、委員又は専門委員の中から部会長が指名する。</p> <p>3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。</p> <p>4 主査代理は、委員又は専門委員の中から主査が指名する。</p> <p>三 関係者の出席等</p> <p>主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。</p>

情報通信審議会電気通信事業部会決定の一部改正（案）新旧対照条文

○ 情報通信審議会電気通信事業部会決定第六号（平成十四年二月十五日）（四関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>本部会に、ユニバーサルサービスの制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>一 名 称 ユニバーサルサービス政策委員会</p> <p>二 構 成</p> <ol style="list-style-type: none">1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。 <p>三 関係者の出席等</p> <ol style="list-style-type: none">1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。	<p>本部会に、ユニバーサルサービスの制度に係る政令の立案及び総務省令の制定に関する調査を行うため、委員会を設置する。</p> <p>一 名 称 ユニバーサルサービス委員会</p> <p>二 構 成</p> <ol style="list-style-type: none">1 主査を長とし、部会長の指名する委員又は専門委員をもつて構成する。2 主査は、委員又は専門委員の中から部会長が指名する。3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。4 主査代理は、委員又は専門委員の中から主査が指名する。5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。 <p>三 関係者の出席等</p> <p>主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>本部会に、電気通信番号に係る制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>一 名 称</p> <p>電気通信番号政策委員会</p> <p>二 構 成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。 <p>三 (略)</p>	<p>本部会に、電気通信番号に係る制度について検討を加える諮問事項について調査するため、委員会を設置する。</p> <p>一 名 称</p> <p>電気通信番号委員会</p> <p>二 構 成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主査を長とし、部会長の指名する委員又は専門委員をもって構成する。 2 主査は、委員又は専門委員の中から部会長が指名する。 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。 4 主査代理は、委員又は専門委員の中から主査が指名する。 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。 <p>三 (略)</p>